

開催日及び場所	平成26年12月19日（金） 仙台国税局3階会議室	
委員	委員長 高田 敏文（東北大学大学院経済学研究科会計大学院教授） 委員 青木 雅明（東北大学大学院経済学研究科会計大学院教授） 委員 高木 龍一郎（東北学院大学法学部長法学部教授）	
審議対象期間	平成26年7月1日（火）～平成26年9月30日（火）	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	2件	契約件名：(H26)上田住宅ほか2住宅耐震改修工事 契約相手方：株式会社中山組 契約金額：80,784,000円 契約締結日：平成26年7月28日 担当部局：東北財務局総務部会計課
		契約件名：古川税務署北浦宿舍屋上防水・外壁改修その他工事 契約相手方：我妻建設株式会社 契約金額：59,076,000円 契約締結日：平成26年7月3日 担当部局：仙台国税局総務部営繕監理官
随意契約（公共工事）	1件	契約件名：(H26)腰浜町住宅ほか放射線除去土壌保護シート取替工事 契約相手方：八巻興業株式会社 契約金額：7,106,400円 契約締結日：平成26年10月14日 担当部局：東北財務局福島財務事務所
競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：給与所得者の源泉徴収票及び給与支払報告書の刷成 契約相手方：株式会社ビー・プロ 契約金額：4,795,885円 契約締結日：平成26年8月13日 担当部局：仙台国税局総務部会計課
随意契約（物品役務等）	一件	
応札（応募）業者数1者関連	1件	※ 競争入札（物品役務等）給与所得者の源泉徴収票及び給与支払報告書の刷成に同じ
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	
	次葉のとおり	回答
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【事案1】 契約件名：(H26)上田住宅ほか2住宅耐震改修工事 契約相手方：株式会社中山組 契約金額：80,784,000円 契約締結日：平成26年7月28日 担当部局：東北財務局総務部会計課</p> <p>震災以降、人件費が高騰し、なかなか業者が集まらない、高い金額になってしまう、ということを知っていたが、今回の入札は予定価格の91%くらいということ、全体として、落ち着いてきたということなのか。</p> <p>【事案2】 契約件名：(H26)腰浜町住宅ほか放射線除去 土壌保護シート取替工事 契約相手方：八巻興業株式会社 契約金額：7,106,400円 契約締結日：平成26年10月14日 担当部局：東北財務局福島財務事務所</p> <p>除染という特殊な作業だが、業者は特殊な能力・資格などを持っている必要はあるのか。</p> <p>【事案3】 契約件名：古川税務署北浦宿舍屋上防水・外壁 改修その他工事 契約相手方：我妻建設株式会社 契約金額：59,076,000円 契約締結日：平成26年7月3日 担当部局：仙台国税局総務部営繕監理官</p> <p>入札辞退の理由について、業者から聴取してはいないか。</p> <p>応札者のうち一者が、高額の入札をしているが、その理由を聴取していないか。</p>	<p>このケースだけでそのような解釈は出来かねる。業者の方も、ある程度は資材等について専門のメーカーから見積もりをとり、それに人件費の高騰分を加味しているものと思われる。</p> <p>作業は普通の土工事であり、技術的な難しさはないが、環境省や県で行っている研修を受けた者が現場管理者でないと工事ができないこととなっている。</p> <p>辞退者から聴取したところ、他に請け負っている工事との関係で、当局の仕様どおりの工事履行が困難であることが主な理由であった。</p> <p>直接聴取はしていないが、足場仮設に係る業者の手配の可否が応札額に影響したと考えられる。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案4】 契 約 件 名：給与所得者の源泉徴収票及び給与支 払報告書の刷成 契約相手方：株式会社ビー・プロ 契 約 金 額：4,795,885円 契約締結日：平成26年8月13日 担 当 部 局：仙台国税局総務部会計課</p> <p>一者応札となっている理由は何か。</p> <p>相場として同じ位の応札額となるのではない か。</p> <p>【総評】 1 審議した4件の事案に係る入札手続及び入札 は、適正に行われたと了解した。 2 要望として2点申し上げたい。 (1) 不落、不調による随意契約の場合、予定価 格を公表して、契約業者を決定する方式を採 用できないか検討していただきたい。 (2) 他の応札者に比べ、一者のみが異常に低額 な応札となっている場合、談合が疑われる ケースもあるので、応札者に対してその理由 を詳細に確認し、今後の調達に反映する有効 な対策を検討していただきたい。</p>	<p>入札公告後、仕様書を6者に対し交付したが、応 札は一者となった。応札しなかった者に事情を聴取 したところ、前年の落札金額での業務履行は困難で あることや紙の調達に困難であることが主な理由 であった。</p> <p>業者ごとに、紙の仕入単価に開きがあり、それが 応札額に影響していると聞いている。</p>